

○東北大学創薬戦略推進機構先端生体高分子構造研究センター蛋白質結晶構造解析エンド
ステーション利用料金内規

2025年9月24日

創薬戦略推進機構先端生体高分子構造研究センター長裁定

(趣旨及び目的)

第1条 この内規は、東北大学創薬戦略推進機構先端生体高分子構造研究センター設置内規第2条及び第7条の規定に基づき、東北大学創薬戦略推進機構先端生体高分子構造研究センター（以下「センター」という。）が管理運用する3GeV高輝度放射光施設NanoTerasu（以下「NanoTerasu」という。）における蛋白質結晶構造解析エンドステーション（以下「MX-ES」という。）の利用に係る料金について必要な事項を定めるものとする。また、本内規は、MX-ESの利用を促進し、関連分野におけるイノベーション創出に貢献するとともに、利用機会を活用した蛋白質構造解析に係る測定サービス、技術支援、最新技術及び情報の提供等を通じて、ライフサイエンス、創薬及びマテリアルサイエンス等の分野における研究開発及び技術革新の加速を目的とする。

(測定方式の特則)

第2条 MX-ESの利用は、センター職員による測定を原則とする。

- 2 利用者自身による機器操作は、センター長が認めた場合や災害時等の緊急事態を除き、認めない。
- 3 前項の緊急事態とは、天災、機器の重大な故障その他サービスの継続が困難となる事態を指し、その判断はセンター長が行う。

(利用者の資格)

第3条 MX-ESを利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 東北大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生
- 二 大学、短期大学、高等専門学校及び大学共同利用機関の教員及び学生
- 三 文部科学省所轄機関及び文部科学大臣が主務大臣である独立行政法人の研究職員
- 四 学術研究を目的とする研究機関で、センター長が認めた機関に所属する者
- 五 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会所管の科学研究費助成事業で研究を行う者
- 六 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の補助金や助成事業で研究を行う者
- 七 国及び地方公共団体より委託を受けた研究を行う者
- 八 民間企業等に所属し、学術研究又は研究開発を行う者
- 九 前各号に掲げる者のほか、MX-ESの目的達成に資するとセンター長が認めた者

(利用の申請)

第4条 MX-ESを利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、センター長に所定の申請を年度ごとにしなければならない。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請がMX-ESを利用するのに適当と認めるときは、これを承認する。

2 承認に際しては、利用希望者が第1条に記載のセンターの趣旨及び目的に賛同し、本内規の内容を遵守すること、別途定める測定サービスの利用に関する諸条件（利用申請、利用予約、試料に関する安全取り扱い、データ取扱い及び免責事項等を含む）に同意すること、並びに、第8条に定めた年間利用料金を負担することを、その条件とする。

3 センター長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合、その他利用を承認するに不相当と認める事由がある場合は、利用を承認しないことができる。

一 センターの趣旨又は目的に著しく反する行為を行うおそれがある場合

二 センター又は他の利用者の名誉、信用を毀損するおそれがある場合

三 虚偽の情報を提供するなど、センター又は第三者に不利益をもたらす行為をするおそれがある場合

四 本内規（別途定める測定サービス利用に関する諸条件を含む）に違反するおそれがある場合

五 法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがある場合

六 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始申立てがあった場合

七 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ特殊知能暴力集団等又はその他これらに準ずる者をいう。）であること、又は、反社会的勢力に対して直接的若しくは間接的な関与（資金提供、便宜供与等を含む）をしていることが判明した場合

4 上記のほか、利用承認後の利用手続きやキャンセルポリシー等、必要な事項については別に定める。

(変更の届出等)

第6条 前条第1項によりセンター長に利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、第4条の申請の内容を変更しようとするときは、速やかにセンター長に届け出、又は再申請しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第7条 利用者が本内規又はセンターの指示に従わない場合や、利用者が反社会的勢力であると判明した場合など、センター長が利用者として不相当と認めた場合は、センター長は、その者の利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

2 前項の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用を停止させたことによって利用者に損害を及ぼすことがあっても、センター長は、その責めを負わない。

(経費の負担)

第8条 利用者は、それぞれが所属する機関に応じて、次項に定めるMX-ESの利用に係る経費（以下「利用料金」という。）を、本学が発行する請求書に定める支払期限までに納付しなければならない。

2 利用料金は、別表1（民間等利用（コアリション型））、別表2（大学等学術利用（コアリション型））、別表3（東北大学利用（コアリション型））、別表4（民間等利用（非コアリション型））及び別表5（大学等学術利用（非コアリション型））に定めるMX-ESの利用に必要な料金とし、以下の項目を含む。なお、これら以外のサービスについては、別途定める費用を徴収する場合がある。

- 一 凍結試料の授受・保管
- 二 回折データ収集
- 三 回折データ一次処理・配布

3 年間利用料金の対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

4 利用料金の見直しについては、必要の都度行うものとする。

5 本センターが受領した年間利用料金は、原則として返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、別表4（民間等利用（非コアリション型））に該当する利用者に限り、次の各号に掲げる事由により年間利用料金を納入後にMX-ESの利用が不可能となった場合は、利用者の申請に基づき、納入済の年間利用料金の一部を返還することが出来る。

- 一 天災、天変地異その他の不可抗力によりセンターの業務が停止した場合
- 二 設備の重大な故障により利用者の責によらず利用が不可能となった場合
- 三 その他センター長が特に必要と認めた場合

7 上記のほか、必要な事項については別に定める。

（利用料金の免除）

第9条 次の各号に掲げる場合は、利用料金の一部又は全部を免除することができる。

- 一 センターが必要とする研究開発のためにMX-ESを利用する場合
- 二 センターの委託を受けてMX-ESを利用する場合
- 三 その他、MX-ESの利用促進及びセンターの目的達成に資するとセンター長が特に必要と認めた場合

（利用報告書の提出）

第10条 利用者は、利用の成果又は経過についてセンター長から報告を求められたときは、速やかに利用報告書をセンター長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の内容について、センターは必要に応じて実績等の形で公表することができる。

（利用実績の公表）

第11条 利用者は、センターがMX-ESの利用実績を公表する目的で、機関名や個人名、測定した試料、測定結果といった、利用者が特定される情報（以下「個別情報」という。）を秘匿した

形で公表されることに、原則として同意するものとする。センターは、利用者の個別情報を含まない範囲で、本センターの活動実績として、測定の種類、件数等の統計情報を公表できるものとする。

2 国立研究開発法人日本医療研究開発法人創薬等先端技術支援基盤プラットフォーム（以下「AMED-BINDS」という。）の支援を受けた利用者は、センターがMX-ESの利用実績を公表する目的で、機関名または個人名が公表されることに原則として同意するものとする。但し、研究成果の内容等、公表を希望しない事項がある場合は、事前にセンターと協議し、承認を得ることを条件とする。

（成果の公表及び謝辞の記載）

第12条 利用者は、MX-ESの測定結果を利用して得られた成果を対外的に公表する場合、公表の予定及び概要について、事前に書面又は電子メールによって本センターに通知するものとする。また、公表の際には、本センター及びNanoTerasuの利用に言及するものとする。

2 AMED-BINDSの支援を受けた利用者は、その成果を同機構の定める公開義務に従い公開するものとする。

（秘密保持）

第13条 センターは、利用者からMX-ES利用に関連して開示された情報（試料に関する情報を含む）及びMX-ES利用等の結果得られたデータ（以下「利用者個別情報」という。）を、善良なる管理者の注意をもって秘密として管理し、当該利用者の事前の書面による承諾なしに、第三者（本センターの運営に必要な範囲で関与する東北大学の教職員及び業務委託先を除く）に開示又は漏洩しないものとする。ただし、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

一 開示を受けた時に既に公知であったもの、又は、自己の責によらず公知となったもの。

二 開示を受けた時に既に自己が保有していたことを証明できるもの。

三 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。

四 法令の定め又は権限ある官公署の命令により開示を要求されたもの。ただし、本センターは当該開示前に可能な限り利用者に通知し、協議を行うものとする。

五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

2 利用者は、本センターの活動（セミナー、報告会、交流会等）を通じて他の利用者又は本学から開示された情報（口頭、資料、電磁的記録等によるものを含む）のうち、開示者が秘密である旨を指定した情報について、前項に準じて秘密保持義務を負うものとし、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、本センターの活動において、開示者が特に制限を付さない限り、利用者は自己の知識拡充のために当該情報を利用することができる。

（測定サービスに関する知的財産権）

第14条 MX-ES等を利用した結果、利用者から提供された試料に由来して得られた測定データ及びそれに基づき利用者が単独で創作した発明、考案、意匠及び著作物等に関する知的財産権は、原則として当該利用者に帰属するものとする。

2 前項のMX-ES等を利用して得たデータ又は利用者個別情報に基づき、本学の研究者と利用者が共同で発明等を行った場合の知的財産権の帰属及び取扱いについては、本学と当該利用者との間で別途協議の上、共同研究契約等により定めるものとする。

(免責)

第15条 利用者は、自己の責に帰すべき事由により、本センターの活動に関連して本学又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 センターは、本センターの活動（測定サービスの提供を含む）に関連して利用者に損害が生じた場合であっても、センターの故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。なお、本センターが損害賠償責任を負う場合であっても、その範囲は利用者に直接且つ現実に生じた通常の損害に限られるものとする。特に、以下の事項については責任を負わない。

- 一 MX-ES等による結果の完全性、有用性、又は利用者の特定の目的への適合性
- 二 利用者による測定データの解釈及び利用の結果
- 三 NanoTerasu及びMX-ESの稼働状況、天災地変、その他不可抗力による測定サービスの遅延又は実施不能
- 四 通常の注意義務を果たしたにも関わらず生じた試料の汚損、変質又は紛失及びデータの欠損又は紛失

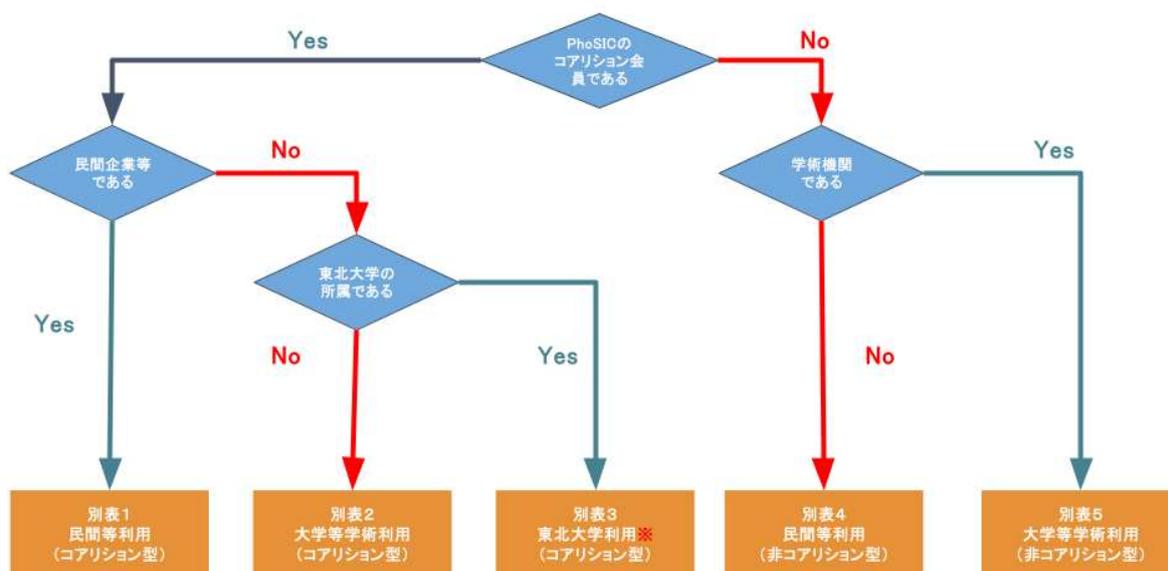
(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、MX-ESの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、2025年10月1日から施行する。
- 2 第8条第3項の規定にかかわらず、2025年度に限り、別表4に該当する機関は、初回の2時間の利用に限り、ビームライン利用料金、MX-ES利用料金及び消耗品料金のみの負担でMX-ESを利用できるものとする。また、2025年度に限り、別表1、別表2、別表3及び別表5に定める年間利用料金は、これを免除するものとする。また、別表4に定める年間利用料金は90万円とし、これに含まれる年間のビームタイム（以下「BT」という。）時間は4時間とする。

図1 利用料金のフローチャート



※自らの利用口数を有しない場合や、年間利用上限を超えた場合は、「大学等学術利用（非コアリション型）」を適用。

別表1 民間等利用（コアリション型）

区分	単価	備考
年間利用料金	200,000円（税込）	年度初回の利用申請時に要納付
ビームライン利用料金	機関ごとのBL利用料金が適用	
MX-ES利用料金	55,000円/時間（税込）	
消耗品料金	1,400円/時間（税込）	

※各機関が保有するBTを超えた利用は不可。

別表2 大学等学術利用（コアリション型）

区分	単価	備考
年間利用料金	50,000円（税込）	年度初回の利用申請時に要納付
ビームライン利用料金	機関ごとのBL利用料金が適用	
MX-ES利用料金	55,000円/時間（税込）（AMED-BINDSの支援申請をし、許可を受けた場合は免除有）	
消耗品料金	1,400円/時間（税込）（AMED-BINDSの支援申請をし、許可を受けた場合は免除有）	

※各機関が保有するBTを超えた利用は不可。

別表3 東北大学利用（コアリジョン型）

区分	単価	備考
年間利用料金	当面免除	年度初回の利用申請時に要納付
ビームライン利用料金	部局ごとのBL利用料金が適用	
MX-ES利用料金	55,000円/時間（税込）（AMED-BINDSの支援申請をし、許可を受けた場合は免除有）	
消耗品料金	1,400円/時間（税込）（AMED-BINDSの支援申請をし、許可を受けた場合は免除有）	

※所属する部局がBTを有しない場合は、別表5（大学等学術利用（非コアリジョン型））を適用

別表4 民間等利用（非コアリジョン型）

区分	単価	備考
年間利用料金	1,800,000円（税込）	年度初回の利用申請時に要納付
ビームライン利用料金	「年間利用料金」に含まれる	55,000円/時間（税込）
MX-ES利用料金	同上	145,000円/時間（税込）
消耗品料金	同上	1,400円/時間（税込）

※年間利用料金には、8時間までのビームライン利用料金、MX-ES利用料金、また消耗品料金を含む。

※8時間を超えて利用する場合は、利用時間に応じた備考に記載のビームライン利用料金、MX-ES利用料金、また消耗品料金が発生する。

※ビームタイムには限りがあるため、年間の利用時間に上限が設けられることがある。

別表5 大学等学術利用（非コアリジョン型）

区分	単価	備考
年間利用料金	100,000円（税込）	年度初回の利用申請時に要納付
ビームライン利用料金	55,000円/時間（税込）（AMED-BINDSの支援申請をし、許可を受けた場合は免除有）	

MX-ES利用料金	55,000円/時間（税込）（AMED-BINDSの支援申請をし、許可を受けた場合は免除有）	1会員あたり原則4時間分の利用料金免除を想定（予算の都合により変動）
消耗品料金	1,400円/時間（税込）（AMED-BINDSの支援申請をし、許可を受けた場合は免除有）	

※ビームタイムには限りがあるため、年間の利用時間に上限が設けられることがある。

参考：利用料金の一覧（いずれも税込）

	年間利用料金	BL利用料金	MX-ES利用料金	消耗品料金	年間免除上限	備考
民間等利用 (コアリション型)	200,000円	機関ごと	55,000円/h	1,400円/h	N/A	各機関が保有するBTを超えた利用は不可。
大学等学術利用 (コアリション型)	50,000円	機関ごと	55,000円/h※1	1,400円/h※1	原則4h	各機関が保有するBTを超えた利用は不可。
東北大学利用※2 (コアリション型)	当面免除	部局ごと	55,000円/h※1	1,400円/h※1	原則4h	
民間等利用 (非コアリション型)	1,800,000円 ※年8hのBL利用料金、 MX-ES利用料金、消耗品 料金込	55,000円/h	145,000円/h	1,400円	N/A	・8hを超えて利用の場合、利用 時間に応じたBL利用料金等が 発生。 ・BTには限りがあるため、年間 の利用時間に上限が設けられ る場合有。
大学等学術利用 (非コアリション型)	100,000円	55,000円/h※1	55,000円/h※1	1,400円/h※1	原則4h	BTには限りがあるため、年間 の利用時間に上限が設けられ る場合有。

※1 AMED-BINDSへの申請及び許可により免除有

※2 自らの利用口数を有しない場合や、年間利用上限を超えた場合は、「大学等学術利用（非コアリション型）」を適用。